

令和3年度国民健康保険事業会計の補正について

○補正第1号（令和3年第2回定例会 可決）

1 補正理由

（1）国民健康保険料のコロナ減免

3月12日付厚労省事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方等に対し、国民健康保険料等の減免を行うこととされた。なお、国が減免額の最大10分の10を財源措置する。この対策を行うため、保険料及びその他関連する歳入の財源更正等ならびに減免に伴い生じる事務経費等の歳出について補正予算を計上する。

（2）傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することが出来なかった給与等の支払いを受ける方に対して、傷病手当金を支給する。国が支給額の全額を財源措置する。

2 補正内容

<u>歳入</u>	<u>計</u>	41,126 千円
国民健康保険料	△508,127 千円	
保険給付費等交付金	703,000 千円	（国の財政支援措置）
一般会計繰入金	△153,747 千円	
<u>歳出</u>	<u>計</u>	41,126 千円
一般管理費	38,126 千円	
人材派遣経費、業務委託経費、システム保守経費、郵券、消耗品		
傷病手当金	3,000 千円	

3 コロナ減免の概要

（1）対象世帯および減免額

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

【減免額】 全額

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定要件に該当する世帯（事業収入等の3割以上の減少等）

【減免額】 前年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じて得た額

(2) 対象となる保険料

令和3年度および令和3年度（令和2年度分）の保険料であって、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されている保険料

(3) 想定

令和2年度ベース（4,300世帯の減免、減免額7.0億円）を想定

4 傷病手当金の概要

(1) 対象期間

令和3年9月30日まで延長

※補正可決後、令和3年12月31日まで延長

(2) 想定

現在の感染状況を鑑み、1年分の補正予算を計上する。

直近3か月（令和3年1月から3月）の支給実績761千円×4≒3,000千円